

内藤・日吉地域 防災まちづくりニュース

発行 内藤・日吉地域連合防災会 令和2年夏号 No.14

しの備くんの知識備蓄シリーズ



新型コロナウイルス感染拡大で窮屈な生活はまだ続きそうですが、気がかりなのが災害時の新型感染症対策です。避難所は密閉、密集、密接の<3密状態>が予測されます。現在の国分寺市地域防災計画や同計画の運用マニュアルでは、こうした事態に即応できません。地域防災計画の見直しなどが喫緊の課題です。早急な市の対応とともに、防災会としても提案をしていきたいものです。さて、大規模災害で被災した場合に役立つ生活再建の法律や制度の知識を紹介している本題の「しの備くんの知識備蓄シリーズ」も今回で4回目。これまでに「り災証明書」の大切さ、返済しなくてもよい「被災者生活再建支援金」などを紹介してきましたが、今回の備えんじゃ家に伝わる生活再建極意の書・第4の巻では、災害援護資金など借りられるお金の支援を取り上げます。

第4の巻 借りられる支援金

☆ ポイント1 災害援護資金

災害援護資金の借入れ最高限度額は350万円です。

①災害で世帯主が負傷し療養に要する期間が概ね1か月以上かかった②家財に3分の1以上の損害があった③住居の半壊または全壊・流失——などの条件を満たす世帯主が対象となります。なお、同資金を活用できる人は、原則として所得制限があります。

《表1》

世帯主に1か月以上の負傷がある場合	負傷のみ	150万円
	家財の3分の1以上の損害	250万円
	住居の半壊	270万円
	住居の全壊	350万円
世帯主に1か月以上の負傷がない場合	家財の3分の1以上の損害	150万円
	住居の半壊	170万円
	住居の全壊(全体の滅失または流失の場合を除く)	250万円
	住居の全体の滅失または流失	350万円

貸付利率は原則3年以内（特別な場合は5年）の据置期間中は無利子ですが、据置期間が終わると利率は年率3%となります。償還期間は据置期間を含め10年以内となっています。詳しい金額は<表1>をご覧ください。問い合わせや相談の窓口は国分寺市役所です。

☆ ポイント2 緊急小口資金

一時的な生活費を必要とする世帯に生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金として10万円まで貸し付けるもので、窓口は国分寺市社会福祉協議会です。

（文：石井 仁）

もし家庭内で新型コロナウイルス感染症が発生したら・・・

自分や家族に風邪の症状がある場合や、すでに新型コロナウイルスへの感染が判明して自宅療養をする場合は、どうしたらよいのかご存知ですか？
注意する点をご紹介します！！

1

感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける。

2

感染者の世話をする人はできるだけ限られた人にする。

3

できるだけ全員がマスクを使用する。

4

小まめなうがい・手洗い

5

日中はできるだけ換気をする。

6

取っ手、ドアノブ、リモコンなどの共用部分を消毒する。

7

ウイルスの付着した可能性がある寝具、衣服を洗濯する。

8

ゴミは密閉して捨てる。

ほかにも・・・

◎感染者本人は外出を避けること。

◎家族、同居者も熱をはかるなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け特に咳や発熱などの症状があるときには、職場には行かないこと。

（出典：厚生労働省ホームページ）

「3密」（密集・密接・密閉）を回避し、人と人との間隔をあけ（ソーシャルディスタンス）、新型コロナウイルスに負けない生活を、一人ひとりが意識しながら実践していきましょう。



内藤・日吉地域連合防災会のホームページもご覧ください！！

URL <http://naito-hiyoshi-bosai.org/>

編集・大槻 美奈子

防災まちづくりニュースおよび防災会へのお問い合わせは、
内藤・日吉地域連合防災会 会長 龍神 瑞穂（090-2533-3435）まで